



平成 21 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 三井松島産業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 串間新一郎  
(コード番号 1518 東証第1部、福証)  
問合せ先 執行役員 高田 義雄  
(TEL. 092-771-2171)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は平成 21 年 5 月 14 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 153 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 当社の事業の現状に則し事業内容の明確化を図るため事業目的を追加するとともに、あわせて号数の繰り下げを行うものであります。
- (2) 平成21年1月5日付で「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第88号)」(以下、「株式等決済合理化法」という。)が施行されたことに伴い、次のとおり変更するものであります。
  - ① 株式等決済合理化法の施行により、平成21年1月5日から当社定款の株券を発行する旨の定めは廃止されたものとみなされているため、その当該条文(現行定款第7条)およびこれに伴い無効となった単元未満株券の不発行に関する条文(現行定款第8条第2項)を削除するものであります。
  - ② 株式等決済合理化法の施行により、平成21年1月5日付で「株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号)」が廃止されたため、これに伴い無効となった実質株主および実質株主名簿に関する文言(現行定款第9条および第10条第3項)を削除するものであります。
  - ③ 会社法第221条の定めにより、株券を発行する旨の定めを廃止した定款変更を行った日の翌日から起算して1年を経過するまで、株券喪失登録簿を作成、備置する必要があるため、株券喪失登録簿に関する定めを附則に移行し、平成22年1月6日に削除するものであります。
  - ④ 上記の変更に伴い、乗数の繰り上げを行うものであります。
- (3) 株式取扱規則において株主の権利行使の手続きについて定めていることを明確にするため、現行定款第11条(株式取扱規則)につきまして所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条 (条文省略) (目的)</p>	<p>第1条 (現行どおり) (目的)</p>
<p>第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～ (条文省略)</p> <p>15. (新 設)</p> <p>16. (条文省略)</p>	<p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1. ～ (現行どおり)</p> <p>15. 16. <u>企業の経営管理および指導ならびにコンサルティング業務</u> 17. (現行どおり)</p>
<p>第3条 ～ (条文省略)</p>	<p>第3条 ～ (現行どおり)</p>
<p>第6条 <u>(株券の発行)</u></p>	<p>第6条</p>
<p>第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u> <u>(単元株式数および単元未満株式の不発行)</u></p>	<p>(削 除)</p> <p><u>(単元株式数)</u></p>
<p>第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>2 <u>当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u> (単元未満株主の権利制限)</p>	<p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p>
<p>第9条 当社の株主 <u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) ～ (条文省略)</p> <p>(3)</p> <p>(株主名簿管理人)</p>	<p>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) ～ (現行どおり)</p> <p>(3)</p> <p>(株主名簿管理人)</p>
<p>第10条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 当社の株主名簿 <u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>	<p>第9条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 当社の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>

現行定款	変更案
<p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第 11 条</u> 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p><u>第 12 条</u> ～ (条文省略)</p> <p><u>第 48 条</u>  (新 設) (新 設)   (新 設)</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第 10 条</u> <u>株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p><u>第 11 条</u> ～ (現行どおり)</p> <p><u>第 47 条</u> <u>附則</u></p> <p><u>第 1 条</u> <u>当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p><u>第 2 条</u> <u>前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</u></p>

### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日  
定款変更の効力発生日

平成 21 年 6 月 26 日 (金曜日)  
平成 21 年 6 月 26 日 (金曜日)

以 上